

# 月報私学

2026

3

VOL.339



千葉敬愛学園は、建学の精神「敬天愛人」を教育の柱とした人間教育を実践してきました。学園創立100周年記念事業の一環として建設された大学・短大の新1号館は、最新の施設設備を有し、学生の学びを最大限にサポートします。建学の精神を現代の学びへとつなぐ場として機能し、自由な発想と協働を育む新たな学びの拠点となります。

写真提供 学校法人千葉敬愛学園 敬愛大学・敬愛短期大学（千葉県千葉市）

## CONTENTS

- 令和8年度 私学関係予算（案）の概要等 ..... 2
- シリーズ学校訪問記 ―未来に向かって― 第21回  
探究・教育DXを軸とした学校改革 ～問いを立て思考する力～ ..... 6
- 事業団資金で明日を拓く ..... 8
- 令和8年度の掛金等の率 ..... 10
- 雇用保険受給予定の場合の被扶養者認定にかかる添付書類/  
被扶養者の認定における年間収入の取り扱いについて/無効となった資格確認書の回収と返納のお願い/  
特定健康診査受診券（セット券）の有効期限は3月31日です ..... 11
- 採用時の手続き ..... 12
- 年金の時効に注意しましょう/共済定期保険にかかる学校加入コースのご案内 ..... 14
- 障害の年金について ..... 15
- 医療法等の一部を改正する法律が公布されました/団体信用生命保険に加入しましょう（住宅貸付）/  
貸付金の償還/様式用紙等の請求方法 ..... 16
- 私学共済ホームページのご案内 ..... 17
- INFORMATION ..... 18
- 宿泊施設のご案内/融資事業のご案内 ..... 20

# 令和8年度 私学関係予算(案)の概要等

文部科学省

令和8年度政府予算(案)は、令和7年12月26日に閣議決定されました。このうち私学助成関係予算については、対前年度11億円増の4084億円を計上しています。具体的な内容については、次のとおりです。

## 私立大学等経常費補助

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校等の教育又は研究にかかる経常的経費について補助を行うものであり、令和8年度予算(案)では、2987億円(一般補助2782億円、特別補助205億円)となっています。

一般補助では、物価上昇等を踏まえた教育研究基盤の維持・強化に必要な支援、エッセンシャルワーカーなど地域に必要な人材の養成等を行う地方中小規模大学や日本の産業を支える理工農系人材の育成等を行う大学への重点支援、教育研究の質の向上に向けた体制整備の推進に係るメリハリある配分の強化に取り組むこととしており、対前年度10億円増の2782億円を計上しています。

また、特別補助では、我が国が取り

組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援するため、205億円を計上しています。

主な事項として、科学技術・イノベーション人材の育成強化を図るため、研究力の高い私立大学への施設・設備整備費と経常費等の一体的かつ重点的な支援により、最先端の「知」を生み出し、日本の競争力を高める拠点機能を強化するため、イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援の充実(13億円(私立大学等経常費補助6億円、施設・設備整備費補助7億円))について新規で計上しています。

また、「時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ」では、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う経営改革の実現を図るため、①教育研究面の構造的な転換や資源の集中等による機能強化、複数大学等の連携による経営の効率化や開設科目の相互補完等を支援する「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」(24億円)、②各種データや知見・ノウハウをフル活用する体制の構築等により、改革・改善の機を失わない主体的な経

営判断や、文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団による「アウトリーチ型支援」の推進(1億円)③成長分野等への組織転換や定員規模適正化に係る経営判断を支えるための支援、④自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等への重点的な支援を行う「私立大学等改革総合支援事業」(103億円)等に必要な経費を計上し、私立大学等への総合的な支援の充実を図ります。

これらを含めた私立大学等経常費補助の総額は、一般会計において対前年度8億円増の2987億円を計上しています。

## 私立高等学校等経常費助成費等補助

私立高等学校等経常費助成費補助は、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等に経常費助成を行う都道府県に対して、国がその一部を補助するものです。

令和8年度予算(案)においては、物価上昇等を踏まえ、一般補助の幼児児童生徒一人当たり単価の増額を図るとともに、幼稚園教諭等の継続的な賃上げや幼児教育の質の向上のための処遇改善に対する支援を充実することとしています。また、特別補助では、次世代を担う人材育成の推進や特別支援教育に係る活動の充実を行う幼稚園に対する支援等を引き続き実施します。

さらに、家計急変世帯への支援等、経済的理由で児童生徒が修学を断念することのないよう、授業料減免による支援についても引き続き実施します。

このほか、過疎高等学校特別経費や、国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助する特定教育方法支援事業について、必要な経費を引き続き計上しています。

これらを含めた私立高等学校等経常費助成費等補助の総額は、対前年度3億円増の1006億円となっています。

## 私立学校施設・設備の整備の推進

私立学校施設・設備整備の補助は、建学の精神や特色を生かした質の高い教育研究活動の基盤となる施設・設備の整備を支援するものです。特に、東日本大震災や熊本地震、さらに令和6年能登半島地震など過去の教訓等を踏まえ、今後発生が懸念されている南海トラフ地震等に備え、早急に私立学校施設の耐震対策完了を図る必要があります。

このため、校舎等の耐震改築及び耐震補強や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化など第1次国土強靱化実施中期計画に基づく安全・安心な教育環境を実現するための施設整備や熱中症対策としての空調設備の整備等に対する支援として、41億円を計上しています。

また、私立大学等の基盤的な教育研究設備の充実や理工農系の人材育成等に必要の研究設備への重点支援や、イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援（研究設備、施設改修7億円）の創設を含め、28億円を計上しています。

そのほか、私立高等学校等ICT環境の整備による教育DXの推進（端末更新含む）に対する支援として、22億円を計上しています。

これらを含めた私立学校施設・設備整備費全体としては、対前年度同額の91億円を計上しています。

日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業等

日本私立学校振興・共済事業団の令和8年度貸付事業については、私立学校の耐震改築・改修事業、老朽校舎や私立大学附属病院の建て替え等の施設・設備の整備事業、災害復旧事業等に対する資金の貸付として600億円を計画しており、その財源の一部として財政融資資金288億円を計上しています。

また、共済業務に係る事業費補助金及び事務費等補助金としては、1582億円を計上しています。

この他、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて実施される私立学校が行う施設整備事業等に対して利子

助成を行う私立学校施設高度化推進事業費補助について、16億円を計上しています。

令和7年度補正予算

令和7年12月16日、令和7年度補正予算が成立しました。

私立学校関係については、施設の耐震化、熱中症対策としての空調設備の整備を含む防災機能強化等に必要予算として116億円（私立学校施設高度化推進事業費補助を含む）産業人材の育成機能の強化に必要な予算として30億円を計上しています。

また、令和6年能登半島地震及び令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨による災害等の迅速な復旧を図るため、私立学校施設の災害復旧及び教育研究活動復旧費等として7億円を計上しています。

（高等教育局私学部私学助成課）

幼児教育関係予算（案）

令和8年度幼児教育関係予算（案）

等において、自治体への支援、調査研究、教育環境の整備等のための経費を計上しており、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する取組を進めてまいります。

私立大学等の改革の推進

令和8年度予算額（案） 4,084億円
前年度予算額 4,073億円
令和7年度補正予算額 153億円



私立大学等経常費補助 2,987億円 (2,979億円)

約8割の学生が在学し、社会の各分野において活躍する専門人材を数多く輩出している私立大学等に対して、教育条件の維持向上を図るとともに、改革に取り組む私立大学等を重点的に支援

(1) 一般補助 2,782億円 (2,773億円)

- 私立大学等の教育研究に係る経常的経費を支援
○物価上昇等を踏まえた教育研究基盤の維持・強化に必要な支援
○地域経済の担い手やエッセンシャルワーカーの育成を行う地方中小規模大学や日本の産業を支える理工農系人材の育成等を行う大学への重点支援
○教育研究の質の向上に向けたST比（専任教員一人あたり学生数）に係るメリハリある配分の強化

(2) 特別補助 205億円 (207億円)

- 特色・強みを活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援
○イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援 6億円（新規）
○大学院の機能の高度化等 117億円(116億円)
○少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援等 25億円（25億円）
○私立大学等改革総合支援事業 103億円 (103億円)

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,006億円 (1,003億円)

私立高等学校等の教育条件の維持向上を図るとともに、自主性に基づく特色ある質の高い教育を充実するため、都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援

(1) 一般補助 837億円 (833億円)

- 都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援
○物価上昇等を踏まえ幼児児童生徒1人当たり単価の増額
○幼稚園教諭等の継続的な賃上げや幼児教育の質の向上のための処遇改善

(2) 特別補助 136億円 (137億円)

- 都道府県による私立高等学校等の特色ある取組への助成を支援
○教育の質の向上を図る学校支援経費 19億円 (18億円)
○子育て支援推進経費 36億円 (38億円)
○幼稚園等特別支援教育経費 78億円 (77億円)

(3) 特別支援学校等への支援 34億円 (33億円)

- 物価上昇等を踏まえ幼児児童生徒1人当たり単価の増額

私立学校施設・設備の整備の推進 91億円 (91億円)

(1) 安全・安心な教育環境の実現等 41億円 (46億円)

- 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく非構造部材や構造体の耐震対策、避難所機能の強化等の防災機能強化を重点支援
○熱中症による事故を防止するため、空調設備の整備を推進

(3) 私立高等学校等の教育DXの推進 22億円 (22億円)

- ICT教育設備・校内LANの整備を支援することにより、各私立学校の特色を活かした個別最適な学び・協働的な学びを実現

(2) 私立大学等の教育研究基盤の向上 28億円 (23億円)

- イノベーション創出に向けた教育研究環境整備支援 7億円（新規）
○教育研究基盤（装置・設備・施設）の充実・強化

※子ども・子育て支援制度移行分を含む。単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

（担当：高等教育局私学部私学助成課）

●自治体への支援

自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用して、架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）のカリキュラムの策定や派遣を行うなど、各地域における「幼児小の架け橋プログラム」を推進し、幼児期及び幼保小接続期の教育的質的向上を図ります。また、不登校・いじめ対策等の観点から、幼保小接続期の教育の充実について実践研究を行います。

●調査研究等

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向け、幼児教育施設における教育課題、子育ての支援や家庭等との連携強化等に関する調査研究を実施します。

また、幼稚園教諭等の人材については、需要の高止まりに対して供給が追い付いていません。そうした中で、地域における公益性の高い人材確保ネットワークを構築できるよう、自治体や大学等を拠点として、幼稚園教諭等の人材確保のための人材バンクを創設するとともに、地域の多様な主体が参画するコンソーシアムの構築に関する実証事業を実施します。

さらに、子供の成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし、今後の幼児教育の政策形成に資するエビデンスを得るため、幼児教育に関する

大規模縦断調査を実施するとともに、OECDが行う調査に参加し、質の高い幼児教育の提供に向けた重要な基礎情報を収集します。

加えて、幼稚園教育要領の正しい理解の下で適切な教育課程が編成・実践されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行うとともに、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に向けた検討等を進めていきます。

●教育環境の整備

喫緊の課題に直面する施設における教育環境の整備を支援するため、幼児の学びに必要な遊具・運動用具等の整備、教職員の研修、園務の平準化など、幼児教育の質の向上を支える環境整備を支援します。

また、緊急の課題となつている国土強靱化の取組を推進する耐震対策、アスレチック遊具や防音壁等の施設整備に要する経費を支援します。

幼児期及び幼保小接続期の教育的質的向上

令和8年度予算額（案）	20億円
（前年度予算額）	22億円
令和7年度補正予算額	40億円

○ 幼児期及び幼保小接続期の教育的質的向上に向けて、自治体への支援、調査研究、教育環境の整備等により、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する。

1 幼児期及び幼保小接続期の教育的質的向上を支える自治体への支援 4.9億円（5.3億円）

自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用して、架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）のカリキュラムの策定や架け橋期のコーディネーターの育成・派遣を行うなど、各地域における「幼児小の架け橋プログラム」を推進し、幼児期及び幼保小接続期の教育的質的向上を図る。

- ① 幼児教育推進体制等を活用した幼児小の架け橋プログラム促進事業 4.6億円（5.3億円）
- ② 幼保小接続による不登校・いじめ対策等に関する調査研究事業 0.3億円（新規）

2 幼児教育の質の向上に関する調査研究等 2.4億円（3.4億円）

幼児期の学びを深めていくための調査研究や、幼稚園教諭等の人材確保のための実証・モデル事業、幼児教育が子供の発達や小学校以降の学習や生活に与える影響について検証するための大規模な追跡調査等を実施し、幼児教育の質的向上を図る。

- ① 幼児教育の学び強化事業 0.2億円（0.7億円）
- ② 幼稚園教諭等の人材確保のための人材バンク創設・コンソーシアム構築事業 0.7億円（新規）
- ③ 幼児教育に関する大規模縦断調査事業 1.0億円（1.1億円）
- ④ 幼児教育の理解・発展推進事業 0.3億円（0.3億円）
- ⑤ OECD ECEC Network事業への参加 0.2億円（0.2億円）

3 幼児教育の質を支える教育環境の整備 12億円（13億円）

ICT環境整備や施設の耐震化等、幼児教育の質を支える教育環境整備を支援する。

- ① 教育支援体制整備事業費交付金 7.9億円（8.3億円）【令和7年度補正予算額 20億円】
- ② 私立幼稚園施設整備費補助金 4.4億円（4.5億円）【令和7年度補正予算額 20億円】

※四捨五入の影響により、計が一致しない場合がある。（担当：初等中等教育局幼児教育課）

さらに、令和7年度補正予算において、教員等の業務負担を軽減し幼児と向き合う時間を確保するためのICT環境整備、私立幼稚園における園舎や外壁等の非構造部材の耐震対策、防犯対策等に係る経費を支援しています。（初等中等教育局幼児教育課）

専修学校関係予算（案）

令和8年度の専修学校関係予算（案）では、①専修学校教育の振興に資する取組、②専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組の二つを柱として、多様な振興策に要する経費を計上しています。

●専修学校教育の振興に資する取組

・専修学校による地域産業中核的人材養成事業

就職氷河期世代を含む多様な人材が時代のニーズに対応できるよう、専修学校が自治体や企業・業界団体等と連携し、アドバンスト・エッセンシャルワーカーを創出するためのリ・スキリングなど、労働生産性向上に資するモデルを構築するための経費を新たに計上しています。

また、人口減少地域において、教育の質を確保しつつ、社会や産業のニーズに定める専修学校を支援するため、地域活性化につながる取組モデルの構築の経費や、社会的ニーズに応じた専門的職業人材を育成するため、専門学校と高等学校、教育委員会等の行政及び企業が協働で高・専一貫の教育プログラムを開発するモデルの構築の経費を計上しています。

・専修学校の国際化推進事業

専修学校において、外国人留学生の

戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築するとともに、国際化に向けた体制整備を行う取組に係る経費を計上しています。

- **高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業**  
高等専修学校に求められる職業教育機能を強化し、「学びのセーフティネット」としての役割を果たすために必要となる事項について整理するとともに、モデルとなるカリキュラム等の開発、普及啓発を行うための経費を計上しています。なお、令和7年度補正予算では、高等専修学校においてICTを活用した理系教育を推進するためのモデルとなるカリキュラム等の開発、普及啓発を行うための経費を計上しています。
- **地方やデジタル分野における専修学校理系転換等推進事業**  
IT人材の不足等に対応するため、最新の技術動向や市場ニーズに即したカリキュラムの調査・設計等の取組を支援することで、専修学校における学科の「理系転換」等の再編を推進するための経費を計上しています。
- **専修学校の質の向上に向けた学校評価等の推進**  
第二百十三回通常国会において、学校教育法が改正され、専門学校において、大学等との制度的整合性を高めるための措置や社会的評価の向上のための措置等が講じられました。その中でも教育の質の保証を図るための措置として、大学と同等の項目での自己点検評価の義務付けや第三者評価の努力義務が定められ、さらなる質の保証・向上が求められることになりました。

そのため、専門学校における教育の質の確保を図る観点から、第三者評価の実施を促進するため、第三者評価関等の立ち上げ支援や評価機関等における評価者育成のためのプログラムの作成・実施、学校評価担当者向けの研修プログラムの作成や実施など、専修学校の質の向上に向けた経費を新たに計上しています。

- **専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業**  
効果的な情報集約・情報発信の在り方について検討・検証を行い、引き続き専修学校の魅力の効率的な広報・発信を実施するための経費を計上しています。

● **専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組**

各専修学校の防災機能や教育基盤の強化等

令和8年度 専修学校関係予算案

( )は前年度予算額

専修学校教育の振興に資する取組 **22億円 (22億円)**  
令和7年度補正予算額 1.1億円

【人材養成機能の向上】

● **専修学校による地域産業中核的人材養成事業** **12.9億円 (8.9億円)**  
中長期的に必要な専門的職業人材の養成に係る新たな教育モデルの構築等を進めるとともに、地域特性に応じた職業人材養成モデルの開発を行う。

- ・専修学校によるアドバンス・エッセンシャルワーカー（AEW）創出のためのリ・スキニング推進事業
- ・人口減少地域の職業人材を確保するための専修学校振興プログラム
- ・専門学校と高等学校の有機連携プログラムの開発・実証

☆ **高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業** **1億円 (1.2億円)**  
高等専修学校に求められる職業教育機能を強化し、「学びのセーフティネット」としての役割を果たすために必要となる事項について整理するとともに、モデルとなるカリキュラム等の開発、普及啓発を行う。  
※ このほか、令和7年度補正予算として、高等専修学校におけるDX人材育成のための取組を支援する経費を措置。(0.9億円)

☆ **専修学校の国際化推進事業** **2.9億円 (3.0億円)**  
専修学校において、外国人留学生の戦略的受入れの促進と円滑な就職、その後の定着までを見据えた就職先企業との連携に関するモデルを構築するとともに、国際化に向けた体制整備を行う。

☆ **地方やデジタル分野における専修学校理系転換等推進事業** **3.2億円 (3.3億円)**  
IT人材その他理系人材の不足等に対応していくため、最新の技術動向や市場ニーズに即したカリキュラムの調査・設計等の取組を支援することで、専修学校における学科の「理系転換」等の再編を推進する。

【質保証・向上】

● **専修学校の質の向上に向けた学校評価等の推進** **1.6億円**  
専修学校の質の向上に向けた学校評価等の取組を促進するための支援を行うとともに、専修学校の質の保証・向上に向けた取組を促進するための方策等を検討し、実施する。  
※ このほか、令和7年度補正予算として、大臣認定業務等について、効率的な事務システムを構築するために必要な経費を計上。(0.2億円)

☆ **専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業** **0.4億円 (0.4億円)**  
専門学校や高等専修学校が担う職業教育等の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行う。

専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組 **3億円 (2億円)**  
令和7年度補正予算額 2億円

☆ **私立学校施設整備費補助金** **1.2億円 (1億円)**  
学校施設等の耐震化、アスベスト対策等に係る経費、教育装置、ICT活用等に係る経費のほか、吊り天井の落下防止対策に伴う照明のLED化事業に係る経費を補助。

☆ **私立大学等研究設備整備費等補助金** **1.7億円 (1.3億円)**  
授業を実施する際に必要な情報処理関係設備の整備に係る経費を補助。

その他関係予算

- **高等学校等就学支援金交付金（内数）** **5,800億円 (4,048億円)**
- **高校生等奨学給付金（内数）** **322億円 (152億円)**
- **高等教育の修学支援の充実（内数）** **7,486億円 (7,494億円)**  
(ごとも兼履行計上分含む)
- **国費外国人留学生制度（内数）** **174億円 (176億円)**

(注) 四捨五入の関係で、係数は合計と一致しない。

そのほか、令和7年度補正予算として、大臣認定業務等について、効率的な事務システムを構築するために必要な経費を計上。(0.2億円)

を目的として、学校施設等の耐震化、アスベスト対策等に係る経費、教育装置、情報処理関係設備、ICT活用等に係る経費のほか、学校環境改善に係る経費の一部を補助するための予算を計上しています。

● **その他**

● **専門学校への修学支援に資する取組**  
「高等教育の修学支援新制度」における学生等の授業料・入学金の減免等、修学に係る経済的負担の軽減の実施のための経費を計上しています。

● **高等専修学校への修学支援に資する取組**  
高等専修学校を含めた、いわゆる「高校授業料の無償化」については、令和8年度予算（案）において、収入要件を撤廃し、支給上限額を引き上げるなど、高等専修学校等就学支援金制度を拡充するために必要な予算を計上しています。8年4月からの実施に向けて、法令改正を含め、引き続き必要な準備を進めてまいります。  
(総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室)

シリーズ  
**学 校訪問記**  
 -未来に向かって-  
 第21回

**探究・教育DXを軸とした学校改革**

～問いを立て思考する力～

学校法人 純真学園 純真高等学校

●純真高等学校について

純真高等学校は前身にあたる純真女子高等学校が昭和31年に開設され、昭和41年に共学化・校名変更、平成19年には純真高等学校に改称し現在に至ります。令和7年度現在、普通科と看護科（6年度募集停止）を設置し、約650名の生徒が在籍しています。

建学の精神である「気品」「知性」「奉仕」に基づいた三つの育てたいスキル（協働・自己探究・貢献）を設定し、人材育成を行っています。6年度には文部科学省の「高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）」に採択されるなど学校改革を進めています。

●DXハイスクール採択までの経緯

当初からDXハイスクールへの採択を意識していたわけではありません。学校改革を推進してきた延長線上で、DXハイスクールに申請し採択されました。

学校改革の契機となったのは、令和2年頃からの入学者数の減少です。それまでは定員を超える生徒数が在籍していましたが、入学者数が大きく減少し始めました。

同校が立地する福岡県は、少子化が比較的緩やかで人口流入もあるため、若者人口は大きく減少していません。加えて、通学の利便性も良いため、外的要因が入学者の減少の大きな原因であるとは、同校は捉えませんでした。

むしろ、外的要因よりも内的要因である自校の魅力が他校に負けているため、生徒が流れてしまっていることが大きな原因ではないかと考えました。また当時、看護科も普通科と同様に入学者が減少していました。伝統と実績のある看護科ではありますが、募集停止という苦渋の決断を行い、普通科の改革に注力することにしました。

同校では、勉強に苦手意識があり自己肯定感が低い生徒が少なくありません。そのため、勉強の目的を見出せないような生徒や、自身の進路をイメージできない生徒が増えていた状況でした。そこで、知識の修得を重視した従来の授業のような正解を求め、固執するのではなく、生徒自身が物事を考え、学ぶ楽しさが湧き、自身の夢を見据えることで勉強の必要性を感じるような授業を行うことで、生徒の自立・自主性の育成を目指すことにしました。

同校では、勉強に苦手意識があり自己肯定感が低い生徒が少なくありません。そのため、勉強の目的を見出せないような生徒や、自身の進路をイメージできない生徒が増えていた状況でした。そこで、知識の修得を重視した従来の授業のような正解を求め、固執するのではなく、生徒自身が物事を考え、学ぶ楽しさが湧き、自身の夢を見据えることで勉強の必要性を感じるような授業を行うことで、生徒の自立・自主性の育成を目指すことにしました。

した。生徒たちは今後、一般社会で正解のない問題に必ずぶつかります。そういう問題を決済するためには、単に学力だけでなく、自分の頭でさまざまな問いを立て思考する「問いの力」が重要になると考え、その力を育成する探究学習をカリキュラムの軸とした改革を進めることにしました。

校内で検討を進める中で、文部科学省で「高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）」の募集が始まりました。検討していた探究学習に「DX」の要素を組み込むことで、改革スピードを上げることができると考え、申請に踏み切り、採択されました。

●普通科キャリア探究コースの設置

7年度に普通科に新設した「キャリア探究コース」では独自の科目として、1年次に行う「探究基礎」、2年次以降に行う「情報探究」「キャリア探究」があります。

1年次の「探究基礎」では、2年次以降の探究の土台となる思考の型「問いを持つこと」を重視した授業を行っています。特徴的な内容として「哲学対話」というものがあります。「哲学対話」は、例えば、ある哲学者の言葉を取り上げ、生徒たちがその言葉にぴったりの場所を教室の外に飛び出して探していくというものです。哲学者の言葉の意味を生徒間で対話すること、自身の思考力を深め、自身の意見



哲学対話  
 (学園内で哲学者の言葉に合う風景を見つける)

に対して他の生徒がどのように思ったのかを聞く「言語化と傾聴」を重視しています。

2年次以降の「情報探究」では、生徒自身で問いを立て、データ分析やAI・プログラミングを活用した成果物を作成します。外部のプログラミングコンテストなどへの出場も想定しています。「キャリア探究」では、地域社会の課題について、生徒自身で問いを立て、その解決策を模索していく授業を展開する予定で、高校生が運営する株式会社の設定も検討しています。

●令和8年度「共創科」の新設

8年度には、普通科とは別に「共創科」を新たに設置します。共創科は、もともと普通科にあった特進コースがベースとなっています。そのため、大学受験にも対応した基礎学力を身につ

ける部分が同校の普通科よりも多くなっています。また共創科は、「自ら一歩を踏み出して、次の時代をつくっていくける生徒」の育成を目指し、高度な探究学習を組み込んでいます。実際の社会課題に挑み、大学進学だけでなく、学びを社会で使える力まで育てていきます。

### ●DSP・DX部

DXハイスクールの補助金を活用し、理科室をDSP (Digital Science Place) として整備しました。将来的な機器更新の負担を考慮し、教育カリキュラムに必要な最低限の機器（高性能PC、モニター、カメラなど）を購入入しています。同校では機器よりも、新カリキュラムに対応した教員育成の方が重要であると考えており、補助金の大半を教員の研修費用や外部講師の委託費に充てています。

DSPは、通常の授業に利用されるだけでなく、理科と情報の横断的な授業やオンライン発表などにも利用されており、デジタルを組み合わせた新たな教育が実践されています。

またDSPは、6年度に新設されたDX部の拠点となっており、部員がそれぞれ目標をもって活動しています。例えば、ある部員はAIを利用したチャットツールを自作し、教員の想定を超える機能を持たせるなど目を見張る成長をみせています。また、学校か

助成業務



DX部の活動の様子

ら依頼された文化祭での映像制作やホームページの部活動紹介ページ作成なども行っており、活動の幅を広げています。

### ●募集活動や保護者の声

募集活動では、ホームページやSNSで積極的に情報発信をしています。

また、在校生参加型のオープンスクールや中学校訪問などを実施し、探究学習を通して成長した姿を中学生に伝えていきます。キャリア探究コースは新設したばかりで、中学校側からイメージされにくいことが課題でしたが、オープンスクールの企画等で活躍する生徒の姿などを示すことで入学後の成長したイメージを伝えていきます。

募集活動等の成果もあり、保護者や卒業生から、「純真高校は変わった」「印象が良くなった」との声を多数聞

くようになりました。入学生の保護者の中には、「兄の高校受験の時には、純真高校を考えていなかったが、選択肢が変わった」という声もあり、改革の成果が徐々に広がっています。志願者についても、8年度入試は好調です。キャリア探究コースに引け張られる形で、他のコースを含めて普通科全体で志願者が増加しています。

### ●改革の今と今後の展開

改革当初、教員間で生徒数の減少という危機感は共有できていましたが、改革手法に対しては理解が進みませんでした。授業の中に「探究」という手法を取り入れることに対して、「改革の意図が分からない」、「変化への不安感」などがその理由です。

一方で、DXハイスクールに採択されたことで、少しずつでも「変わらな」といけない」という意識が教員たちに芽生えていきました。

知識を生徒に伝える教員の力は当然必要ですが、問題は生徒がその知識を必要だと思っていないことです。必要ないと思っている生徒に知識を伝えたとしても頭には入りません。生徒がその知識が必要だと気づきを与えることが「探究」であり、「探究」という手法によって、教員それぞれの経験や力により活かせるようになると同校では考えています。

実際、「探究」によって大きく成長



小澤校長（写真左から3番目）

する生徒が見受けられ、徐々に賛同する教員も増えていき、改革は進んでいます。

7年度に就任した小澤校長は、デジタルによって効率的に知識を修得できる現代だからこそ、リアルでしか体感できないアナログの時間がより大きな価値となると考えています。その価値をどう学校が提供していくのか、教室の意味の再定義が必要であり、仲間とのディスカッションや知識をアウトプットする活動にますます教育が置き換わっていくのではないかと推測しています。

現在は、共創科・キャリア探究コースという一部の改革になっていますが、他コースを発展的に解消し、学校全体の改革を行っていきたいと小澤校長は将来を見据えています。

【取材】私学経営情報センター

**資金を拓く  
事業団で明日**

**事業団融資をご利用いただいた学校紹介**

学校法人 千葉敬愛学園  
 対象校 敬愛大学、敬愛短期大学、敬愛学園高等学校  
 所在地 千葉県千葉市稲毛区  
 対象事業 新校舎建築(大学・短大)、新体育館建築(高校)

千葉市穴川町(現・稲毛区穴川)の地に誕生し、今年創立100周年を迎える学校法人千葉敬愛学園は、千葉県で最も歴史と伝統のある教育機関の一つです。同学園は、経済学部、国際学部、教育学部と、2025年度に新設

した情報マネジメント学部を設置する敬愛大学、現代子ども学科を設置する敬愛短大、高校2校(千葉敬愛高校と敬愛学園高校)、認定こども園敬愛短大附属幼稚園を設置しています。

「文教のまち」を標榜する千葉市稲毛区の中心部に位置する稲毛キャンパス(大学・短大・敬愛学園高校)では、学園の魅力を一層高めることを目指して、キャンパスの整備に力を注いでいます。

**稲毛キャンパスの整備は、どのように進められましたか。**

老朽化の進んだ施設の建て替えの検討は2016年から始まり、翌年に理事長を委員長とした10人程のメンバーによるチームが発足し、稲毛キャンパス整備計画を具現化していきました。

最初に、2022年7月に最新の設備を導入した敬愛学園高校の新体育館

**新1号館はどのようなコンセプトで建築されましたか。**

(アリーナ)が完成しました。続いて、2024年2月に大学・短大の新校舎である新1号館が完成し、同年4月に千葉県佐倉市にあった短大が稲毛キャンパスに移転しました。

**具体的にはどのような特長があるのですか。**

これまでの歴史と伝統を大事にしなから、稲毛キャンパスを新たな学びの拠点として、また地域のランドマーク的存在となるように、という思いを新1号館に込めました。

外観は、単調な印象とならないよう、全面カーテンウォールではなく、空に浮かぶ雲をイメージし、周囲の景観にも溶け込むスタイリッシュなフレームデザインを採用しました。青空にとても映え、大空に雲がたなびいてるように見せています。

本学園の建学の精神「敬天愛人」は、「道理を敬い、人とその営みを愛す」を意味し、これは社会や地域、対人関係をより良くしていこうとする実践の教えそのものです。こうした方針を具体化するために、新1号館には協働や共創、交流をコンセプトとする施設・設

備を多く設けました。学生たちがここでの学びを通じて得た成果を地域や企業等ステークホルダーに発信し、コミュニケーション力など将来に役立つ力を磨いていくことを願っています。

**最新の設備**

① 学びの体験を最大限にサポートする最新の設備

身近にICT機器が使用可能な環境や情報技術の活用を学べるバーチャル・スタジオなどの現代の学生ニーズに応える教育環境を整え、先進的な学びを後押しします。

② 学生の自由な発想と協働する力を育む学修スペース



各階に設置されているクリエイティブラウンジ  
壁面はホワイトボードとなっています

に欠かせない空間として、アクティブラーニング教室やクリエイティブラウンジを新設しました。保育の現場で活躍を目指す短大生向けには、保育施設の教室を模したつくりの保育実習室を備えました。

**適な環境**

1階にあるエントランスホールには、ピアノコーナーを設けるなど、居心地の良さが感じられます。そこから吹き抜けのらせん階段を上がると、2階が図書館で、続く3階は、広々とした食堂になっています。自然光が四方から入り、カフェのようで、リフレッシェルルームとしても人気です。

教室はガラスの間仕切りで構成し、学部学科を超えた学びの「見える化」を図りました。また、階段室を利用し



吹き抜けのらせん階段でつながる  
エントランスホール



「えほんのもり」の外観  
地域の方々も多く訪れます

た重力換気による自然通風が機能しています。

④豊富な学修リソースを備えた図書館

図書館は、木目調の本棚の間を通るS字の緩やかな動線が目を引きます。電源等が設置された閲覧席、個別に区切られた自習机も多数設置しており、学生は温かみのある落ち着いたスペースで意欲的に学んでいます。

また、1階には、多くの絵本が並ぶ「えほんのもり」が設けられています。

——「えほんのもり」はどのような場所ですか。

佐倉キャンパスから約1万冊の蔵書を新1号館の新たな「えほんのもり」に揃えオープンしました。学外者へも本の貸し出しや読み聞かせを行っており、現在は、近隣の親子が安心して憩



シックな外観の敬愛学園高校体育館（アリーナ）

える場所、また散歩中に立ち寄っていただける場所として利用されています。こどもの身長に合わせた返却ポスト、木をモチーフにした本棚や壁、オリジナル音楽朗読劇から誕生したマスコットキャラクター「けいたん」やその仲間の装飾などにより、親しみやすい雰囲気があります。

——敬愛学園高校の新体育館（アリーナ）はどのように活用されていますか。

敬愛学園高校では、新たに建築した体育館が体育授業や部活動、その練習試合会場のほか、地区大会の会場、他校との合同練習場所としても利用されています。外観はシックな色彩で、内部の梁は鋼材の組合せで菱形状の面を構成する「トラス構造」となっています。稲毛キャンパスでは運動施設の集

約化を図っており、本施設はキャンパス内スポーツエリアの主体となっています。

——新施設に関する完成後の反応や今後の展望などをお聞かせください。

多くの学生・生徒・教職員・教育関係者などに「新たな学びの拠点」としてポジティブに受け止められています。教職員は、新施設を積極的に教育内容やキャンパス運営の改善に結び付けようとしており、学園全体の前向きな意識や動きが醸成されました。オープンキャンパス時に訪れた受験生やその保護者など、来訪者からは「とても開放的で明るい」「学生の居場所がたくさんあり過ぎやすい」とのお声をいただいています。

新たな施設は、「Well-being Campus」であることを願って建築されました。キャンパスの学生・生徒が充実した学びを実現できるのもちろんのこと、学生・生徒同士の交流や課外活動、食事などキャンパスライフが快適であることが大切です。当該施設は、その役割を果たすとともに、今後も地域に貢献し、社会へ優秀な人材を輩出することが強く期待されています。

——その他学園として力を入れていることがあれば教えてください。

大学では、地域の文化や教養を支える取り組みを行っています。学園創立

100周年記念事業のひとつとして開催した「歴史シリーズ講演会」は、地域にゆかりのある人物（千葉氏）を取り上げ、専門家の講演を通じて参加者が「地域の歩み」を改めて知る機会として、千葉市などの後援を受けながら提供しています。

短大では、核家族化や地域のつながりの希薄化に対して、家庭・地域・教育機関が連携してこどもたちの健やかな成長を支えるしくみづくりを行っています。「親子であそぶ子育てワークショップ」や「子育て・共育ちフォーラム」を開催し、未来に向けて、温もりのあるつながりを模索しています。

このようなイベントが定期的に行われることは、地域の皆様に「身近な存在」として認識していただく機会となり、本学園との信頼関係を築いていくうえでも大きな意義を持つものと考えています。

——事業団融資を利用された理由をお聞かせください。

長期固定の低金利であったこと、元金均等償還による安心感があったことです。長期間同一金利での借り入れとなると、他の金融機関からの資金調達には困難と思われる。

また、書類提出などの事務手続きに関しましては、事業団担当者に対応いただきスムーズに行うことができました。

【取材】企画室

# 令和8年度の掛金等の率

数理統計室

令和8年度の掛金等の率は、8年1月28日開催の共済運営委員会において了承され、表のとおりとなりましたのでお知らせします。

## 短期給付等掛金率

### ●短期給付分掛金率

現行の掛金率8・771%を据え置きます。

### ●子ども・子育て支援金分掛金率

子ども・子育て支援法の改正により、8年度から新設される子ども・子育て支援納付金の支払いに充てるため、掛金を徴収することとなりました（掛金額の計算方法は本誌2月号9頁参照）。掛金率は国から示された0・23%となります。

### ●介護分掛金率

介護分掛金率は、私学事業団が負担すべき介護納付金の額を私学共済制度における介護保険第2号被保険者の当該年度の標準報酬月額及び標準賞与額の総額の推計値（以下「総標準報酬額（推計）」といいます）で除して求めることになっています。

厚生労働省からの事務連絡における諸係数を基に介護納付金を算出した結果、掛金率の分子に当たる本事業団

が負担すべき介護納付金が7年度に比べて0・89%増加しますが、掛金率の分母に当たる総標準報酬額（推計）が1・25%増加し、介護納付金の伸び率を上回ったため、4月から現行の1・560%を0・006ポイント引き下げ、1・554%となります。

## 退職等年金給付掛金率

現行の掛金率1・50%を据え置きます。

なお、12年3月までの間は、退職等年金給付掛金の負担軽減を図るため、標準報酬月額及び標準賞与額に対し0・3%に相当する額を繰入れることになっています。このため、実行上の掛金率は、現行と同様この繰入率を差し引いた1・20%となります。

## 加入者保険料率（軽減保険料率）

6年度に、7年4月～11年8月の加入者保険料率（軽減保険料率）を設定しており、8年度の軽減後の加入者保険料率（軽減保険料率）は4月～8月が現行と同率の17・097%、9月～9年3月が17・451%となります。

## 子ども・子育て拠出金率

現行の0・36%に据え置かれます。

表 令和8年度の掛金等の率

①40歳以上65歳未満の加入者

( ) 内は改定前の掛金等の率（単位：%）

加入者種別	短期給付等掛金率※2					退職等年金給付掛金率※3	加入者保険料（軽減保険料率）※2	合計
	短期給付分	子ども・子育て支援金分	福祉事業分	介護分	計			
甲 種加入者	8.771	0.23	0.250	1.554 (1.560)	10.805 (10.581)	1.20	17.097(8月まで) 17.451(9月から) (17.097)	29.102(8月まで) 29.456(9月から) (28.878)
乙 種加入者等※1	8.771	0.23	0.195	1.554 (1.560)	10.750 (10.526)	—	—	10.750 (10.526)
丙 種加入者	—	—	0.195	—	0.195	1.20	17.097(8月まで) 17.451(9月から) (17.097)	18.492(8月まで) 18.846(9月から) (18.492)
任意継続加入者	8.771	0.23	0.125	1.554 (1.560)	10.680 (10.456)	—	—	10.680 (10.456)

②40歳未満及び65歳以上の加入者

加入者種別	短期給付等掛金率※2					退職等年金給付掛金率※3	加入者保険料（軽減保険料率）※2	合計
	短期給付分	子ども・子育て支援金分	福祉事業分	介護分	計			
甲 種加入者	8.771	0.23	0.250	—	9.251 (9.021)	1.20	17.097(8月まで) 17.451(9月から) (17.097)	27.548(8月まで) 27.902(9月から) (27.318)
乙 種加入者等※1	8.771	0.23	0.195	—	9.196 (8.966)	—	—	9.196 (8.966)
丙 種加入者	—	—	0.195	—	0.195	1.20	17.097(8月まで) 17.451(9月から) (17.097)	18.492(8月まで) 18.846(9月から) (18.492)
任意継続加入者	8.771	0.23	0.125	—	9.126 (8.896)	—	—	9.126 (8.896)

※1 乙種加入者等は、短期給付のみ適用者（乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者）です。

※2 掛金等の率の改定期期については、短期給付等掛金率は4月、加入者保険料率（軽減保険料率）は9月となります。

※3 退職等年金給付掛金率（1.20%）は、納付していただく掛金を算定する際に用いる本来の掛金率1.50%から繰入率0.3%を差し引いた実行上の率を掲載しています。

注 都道府県補助金がある場合は、標準報酬月額にかかる加入者保険料に対し補助されます。標準賞与額に係る加入者保険料に対しては補助されません。

**雇用保険受給予定の場合の被扶養者認定にかかる添付書類**

業務部 資格課

加入者の家族を被扶養者として私学事業団の認定を受けようとするとき、その対象者が、雇用保険の適用があった勤務先を離職し、雇用保険受給予定の場合は、次の書類が必要です。

**申請書類等**

- 「被扶養者認定申請書DL」
- 戸籍謄本、戸籍抄本等の続柄を証明する書類
- 雇用保険離職票(1)(2)の写し又は雇用保険受給資格者証の写し(表裏)
- 又は雇用保険受給資格通知の写し(表裏)

「誓約書(雇用保険受給予定の場合の添付書類)DL」

なお、これまで「被扶養者認定申請書DL」と同時提出していた「被扶養者取消申請書DL」は、令和7年12月1日以後、同時提出が不要となりました。被扶養者認定後、収入限度額以上の雇用保険基本手当日額3612円(配偶者を除く19歳以上23歳未満は4167円、60歳以上は5000円)以上の受給を開始し、雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の交付を受けた際は、その写しを「被扶養者取消申請書DL」に添付して提出してください。

**被扶養者の認定における年間収入の取り扱いについて**

業務部 資格課

被扶養者として認定できる年収基準額は年齢や収入の内容によって決められています。

このたび、令和8年4月1日付認定者から、収入が給与収入のみの方については、労働契約内容によって年収基準額未満であることが明白である場合、労働契約に基づく収入見込みで認定対象者の収入を判定する取り扱いに変更されます。

**新たなルール**

- 認定申請をするときに、収入を確認する書類として労働条件通知書等の添付が可能となり、それに記載された契約上の賃金を基に年間収入を見込みます。明確な規定がない残業代等は年間収入見込み額に含みません。
  - 当初の契約では想定していない臨時的な収入により年収基準額を超えた場合でも、その臨時収入が「社会通念上妥当な範囲」であれば、引き続き被扶養者として認定可能です。
  - なお、給与収入以外の収入(年金収入や事業収入等)がある場合については、取り扱いに変更はありません。
- 詳細は、3月中に学校法人等宛てに送付する通知文、又は私学共済ホームページを参照してください。

**無効となった資格確認書の回収と返納のお願い**

業務部 資格課

令和6年12月に加入者証が廃止となり、7年12月には経過措置が終了したことから、マイナ保険証を持っていない加入者及び被扶養者に対して資格確認書を交付しています。

資格確認書の返納事由に該当したときは交付済みの資格確認書は無効となりますので、私学事業団に返納してください(資格情報のお知らせは返納不要です)。無効となった資格確認書を使用して保険診療等を受けると、後日医療費等の返還が生じることもありますので、注意してください。

**資格確認書の主な返納事由**

- ①加入者が退職(資格喪失)したとき
- ②所属学校を変更したとき
- ③氏名を変更・訂正したときや生年月日・性別を訂正したとき
- ④被扶養者の取り消しをしたとき
- ⑤後期高齢者医療制度に該当したとき
- 75歳に到達したとき
- 65歳以上75歳未満で、一定の障害状態にあると広域連合に認定されたとき

**資格確認書の回収と返納**

本事業団では、資格確認書の回収記録を個別に管理し、返納が必要な資格

確認書の回収が確認できるまで督促を行っています。紛失等により資格確認書が返納できない場合は、「資格確認書返納不能届書DL」を本事業団に提出してください。

資格確認書の返納、又は返納不能届の提出が一定期間確認できない場合は、学校法人等に対して「資格確認書回収調査票」を送付しますので、記入して返送してください。

任意継続加入者については、返納の事由に該当した場合、本人が本事業団へ資格確認書を返納することになります。退職時に案内してください。

**特定健康診査受診券(セット券)の有効期限は3月31日です**

福祉部 保健課

令和7年5月に加入者の登録住所宛てに送付した被扶養者の「特定健康診査受診券(セット券)」の有効期限は、8年3月31日(火)です。

被扶養者の健康管理のため、被扶養者へ受診勧奨するよう、加入者に周知してください。

特定健康診査の受診可能な契約健診機関は私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼福祉事業▼特定健康診査・特定保健指導▼特定健診・保健指導機関(病院)「一覧」に掲載していますので参照してください。

## 採用時の手続き

— 資格・短期給付・貯金事業・貸付事業 —

### 加入者の資格取得

業務部 資格課

教職員等を採用したときは、採用日から5日以内に「資格取得報告書DL」を提出してください。電子媒体やe-Gov電子申請による提出も可能です。採用した教職員等が75歳以上（後期高齢者医療制度の被保険者）でも資格取得の報告が必要です。

なお、4月1日採用予定者は、事前受付を利用してください（本誌2月号又は私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内〕▼資格と掛金等▼加入者とは▼加入者となるとき▼資格取得・資格喪失報告書の事前受付〕参照。

### ●提出する書類

- ①「資格取得報告書DL」  
新規資格取得：初めて私立学校に採用された場合
- ②継続資格取得：前任校を退職した日又はその翌日に後任校に採用された場合
- ③再資格取得：過去に私学共済の加入者であった人や、私学共済の任意継続加入者が再び私立学校に採用された場合

注 同一法人で複数の学校を有する場合

合は、必ず所属する（実際に勤務する）学校記号番号で「資格取得報告書DL」を作成し提出してください。

### (2) 「所属学校等変更報告書DL」

同一法人内で別の学校に異動になった人は、必ず後任校から「所属学校等変更報告書DL」を提出してください。

### ●「資格取得報告書DL」記入上の注意

#### (1) 資格確認書発行要否欄

マイナ保険証を持っていない等の理由から「発行が必要」にチェックした人には「資格確認書」を交付します。マイナ保険証を持っており、「発行は必要ない」にチェックした人には「資格情報のお知らせ」を交付します。どちらかに必ずチェックをしてください。

#### (2) マイナンバー欄

学校法人等で本人確認（加入者のマイナンバー確認と身元（実在）確認）を行い、正確に記入してください。

#### (3) 基礎年金番号欄

基礎年金番号の記入がないと返送となります。基礎年金番号が分からないときは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

資格取得日時点で20歳未満の人や来日後の外国人で基礎年金番号を持っていないときは、基礎年金番号欄の

「2. 無」を○で囲み、必ず理由を記入してください。

#### (4) 住所欄

住民票の住所を記入してください。35字以内で記入し、フリガナも必ず記入してください。「・」「&」等の記号やローマ数字及びアルファベットは使用できません。

#### (5) 加入者氏名欄

住民票に登録の氏名を記入してください。

・ J I S 第一・第二水準の文字を使用するようお願いします。

・ フリガナ欄・漢字欄↓16字以内とし、氏と名の区切りは1か所スペースを入れます（ミドルネーム等がある場合でも区切りは1か所のみ）。

・ フリガナ欄↓カタカナで、濁点や半濁点も一字で記入します。小さいカタカナ文字（「ジョン」の「ヨ」等）は、大きいカタカナ文字で登録します。

・ 漢字欄↓アルファベットを使用する場合は、大文字のみとなります。

### 被扶養者の認定

業務部 資格課

「被扶養者認定申請書DL」（以下「申請書」といいます）と添付書類を資格取得日から必ず30日以内に提出してください。

30日を過ぎた場合は、私学事業団で申請を受理した日が被扶養者の認定日となります。

### ●申請書提出時の注意

#### (1) 資格確認書発行要否欄

上記「資格取得報告書DL」記入上の注意(1)資格確認書発行要否欄を参照してください。

#### (2) 期日までに添付書類が整わない場合

申請書のみを30日以内に提出してください。申請書を受付後に返送しますので、速やかに添付書類を整えて、一括して再提出してください。

#### 注 申請書が返送される前に添付書類のみを別送しないでください。処理

の遅れや誤りにつながるため、添付書類は返送することがあります。

#### (3) 加入者等記号・番号の決定前に提出する場合

学校記号番号の記入は必須です。

#### (4) 認定対象者の住所欄

加入者と同じ住所であっても必ず記入してください。マイナンバーの確認や住民票情報等取得するためには、認定対象者の住所の情報が必要です。

#### (5) マイナンバー欄

被扶養者のマイナンバーは加入者が確認し正確に記入してください。

#### (6) 継続資格取得や所属学校変更の場合

被扶養者に変更がなければ継続して認定しますので、申請は不要です。

注 前任校が丙種校（年金のみ適用校）の場合や再資格取得の場合は申請が必要で、任意継続加入者からの再資格取得は、後述の「申請書の添付書類」(2)をご覧ください。

注 前任校が丙種校（年金のみ適用校）の場合や再資格取得の場合は申請が必要で、任意継続加入者からの再資格取得は、後述の「申請書の添付書類」(2)をご覧ください。

●申請書の添付書類

(1)新規資格取得や再資格取得の場合  
被扶養者の年齢や続柄、収入の有無や種類等により、認定に必要な添付書類は異なります。

詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼資格と掛金等▼被扶養者とは▼被扶養者認定申請に必要な添付書類」又は「事務の手引」110～133頁をご覧ください。

なお、次の書類は、マイナンバーを利用した情報連携により、原則として添付を省略できます。

- ・住民票（加入者が世帯主の場合）
  - ・戸籍謄本（加入者と同居の配偶者・子・父母のみ）
  - ・所得証明書（非課税証明書）（過去3年間無収入の場合）
  - ・雇用保険の離職票
- ただし、照会先の機関からの回答に時間を要する等の理由により情報が取得できない場合は、書類の提出を求めることがありますのでご了承ください。

(2)任意継続加入者が再資格取得をし、被扶養者を引き続き申請する場合

「被扶養者認定申請書DL」の余白に任意継続加入者であったときの加入者等記号・番号と「任意継続からの再取得」と朱書きすることで添付書類を省略できます。

(3)他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）から1日も空けず引き続き資格取得する場合

①配偶者と子の認定申請に限り、前の制度で被扶養者として認定されていた場合、続柄や収入確認のための添付書類を、資格確認書の写し、資格情報通知書（資格情報のお知らせ）の写し、又は資格証明書原本（続柄、生年月日が確認できるもの）に代えることができます。

②子のみを認定申請する場合で、学校法人等から扶養手当が支給されないときは、①の他に加入者と配偶者の収入を比較する次の書類が必要です。

- ・加入者の年収見込証明書（被扶養者認定申請書DL）の加入者の年間収入欄への記入）
- ・配偶者の年収見込証明書又は前年の源泉徴収票の写し

※ 死亡・離婚等により配偶者がいない場合は、加入者の戸籍謄本が必要となります。

●国民年金第3号被保険者の届け出

65歳未満の加入者が20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請する場合は、「国民年金第3号被保険者関係届DL」を同時に提出してください。

資格取得等にかかる通知が届く前に保険診療を受けるとき

業務部 資格課、短期給付課

●加入者等記号・番号が決定又は被扶養者の認定が完了している場合

マイナ保険証利用が開始できるまで、又は資格確認書が届くまでの間に医療機関等を受診する場合は、学校法人等が加入者等に「療養資格証明書」を発行することができます。ただし、加入者等記号・番号や被扶養者認定日が確定しないと発行することはできません。発行前に必ず本事業団に確認し、無資格受診とならないよう注意してください。詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼資格と掛金等▼証明書などの発行▼療養資格証明書」又は「事務の手引」67～69頁をご覧ください。

●加入者等記号・番号等が未決定の場合

医療機関等の窓口で、一旦医療費を全額自己負担し、加入者等記号・番号等が決定した後、「療養費・家族療養費等請求書DL」にて請求してください。詳細は、私学共済ホームページ「様式用紙等ダウンロード」▼内容（分類）別で探す▼短期給付（健康保険）関係▼治療費を自費で支払ったときの手続き」をご覧ください。

継続資格取得者の福祉事業

福祉部 貯金・貸付課

●積立貯金

積立貯金に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に積立が一時中断となります。積立を再開する場合、「積立金明細書」に対象者の氏名、加入者番号、リユウホ2の表示等が記載されていることを確認したうえで「積立復活届書」を提出してください。（「事務の手引」789～790頁参照）。

●積立共済年金・共済定期保険

積立共済年金又は共済定期保険に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に継続加入となるため手続きは不要です。なお、継続資格取得時に住所及び振替口座の変更をする場合、積立共済年金加入者は「積立共済年金振替口座・住所変更依頼書」を、共済定期保険加入者は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

●貸付け

(1)一般、教育、結婚、災害、医療・介護貸付  
前任校で退職手当等が支給されたときは、任意償還を勧めてください。ただし、住宅貸付以外の貸付けを利用している人が継続資格取得したときは、後任教から「異動報告書DL」を提出することで、引き続き定期償還ができます。

(2)住宅貸付  
住宅貸付を利用している人に前任校から退職手当等が支給されたときは、継続資格取得をしても、前任校で即時償還しなければなりません。万一、退職手当等で全額償還できないなどの場合、次のとおり手続きをしてください。

①前任校の手続き

退職手当等の額が即時償還額よりも少ないときは、退職手当等の支給額を明記した「退職手当支給証明書DL」

(任意書式でも可)を提出してください。本事業団から送付する支給額に応じた即時償還額の通知等を使用し、学校法人等が払い込んでください。事情により退職手当等が支給されないときは、「退職手当不支給理由書」(任意書式)を提出してください。

②後任校の手続き

次の書類を提出することで即時償還を取り消して定期償還を継続することができま。

- ・「異動報告書」
- ・「退職手当引当承諾書」
- ・「団体信用生命保険申込書兼告知書」(だんしん告知書) (※)

※ 団体信用生命保険に継続して適用を希望する場合に提出  
前任校が「資格喪失報告書」を事前受付で提出した場合は、4月分の定期償還の「払込取扱票」を後任校宛てに送付します。借受人から償還額を預かり、後任校が払い込んでください。  
なお、借受人には、即時償還が取り消しになった旨を前任校に連絡するよう、説明してください。

詳細は、私学共済ホームページ(私学共済事業のご案内)▼福祉事業▼加入者貸付▼継続資格取得(法人が異なる学校間を異動)したときの償還)又は「事務の手引」952〜954頁をご覧ください。

年金の時効に注意しましょう  
年金請求の時効は5年です

年金部

年金を受ける権利は、請求手続きをしないまま受給権が発生した日の翌日から5年を経過すると、原則として時効により消滅します。  
5年を経過してから年金請求を行う場合は、時効完成前(5年以内)に請求手続きができなかった理由を記入した申立書を年金請求書に添付していただきます。申立書の内容を審査し、や

むを得ない理由であったことが認められた場合は、年金の決定を行う取り扱いとなっております。  
ただし、この場合でも、年金の支払いは請求時点から5年間しか遡ることができません。年金の受給権を時効により消滅させないためにも、請求時期を確認し、時効完成前に請求手続きをしてください。

【参考】老齢・退職の年金の受給要件

●老齢厚生年金の受給要件

平成27年10月以降において①～③の要件をすべて満たした時点で受給権が発生します。ただし平成27年9月までに退職共済年金の受給権が発生する場合は除きます。

	特別支給	本来支給
①	支給開始年齢(※1)に達していること	65歳に達していること
②	厚生年金(私学、一般及び公務員)の加入期間の合計が1年以上あること	1か月以上の厚生年金(私学共済)の加入期間があること
③	受給資格期間を満たしていること(※2)	

●退職共済年金の受給要件

平成27年9月以前において①～③の要件をすべて満たした時点で受給権が発生します。

	特別支給	本来支給
①	支給開始年齢(※1)に達していること	65歳に達していること
②	私学共済の加入者期間が1年以上あること	私学共済の加入者期間が1か月以上(在職中の場合は1年以上)あること
③	受給資格期間を満たしていること(※2)	

※1 支給開始年齢(特別支給)

生年月日	年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後(特別支給はありません)	65歳

※2 老齢・退職の年金を受けるために必要な受給資格期間は、平成29年8月に、原則25年から10年に短縮されました。

●退職年金(新3階年金)の受給要件

平成27年10月以降の加入者期間を有している人が、次の①～③の要件をすべて満たした時点で受給権が発生します。

①	65歳以上であること
②	引き続き私学共済制度の加入者期間が1年以上あること
③	退職していること(70歳みなし退職を含みます)

共済定期保険にかかると  
学校加入コースのご案内

福祉部 貯金・貸付課

学校法人等の福利厚生制度(弔慰金・死亡退職金等)におすすめです。

学校加入コースは、学校法人等に所属する加入者が、病気や不慮の事故による死亡又は高度障害となった場合に備え、保障する制度です。

学校法人等が保険料を負担し、死亡保険金は加入者の遺族に、高度障害保険金は加入者本人に直接支払われます。

この保険料は、原則全額損金として処理できます。

収支決算を1年ごとに行い、剰余金が生じた場合は、配当金を登録口座へ振り込みます。

(参考) 令和6年度配当率約49・72%

●保障額

・10万円から300万円の10種類の中から選択できます。

・全員一律又は加入者別に保障額を設定することができます。

●加入申込期間

(8年10月1日加入)  
8年6月1日～30日【必着】

注 詳細は、5月下旬に送付する後期募集パンフレットをご覧ください。

# 障害の年金について

年金部  
年金第一課

被保険者が、一定期間治療や療養を続けても症状が回復しない「障害の状態」となり、生活や労働が制限される  
とき、その生活安定のために支給される給付が「障害の年金」です。

## ●障害の年金を受けるための条件

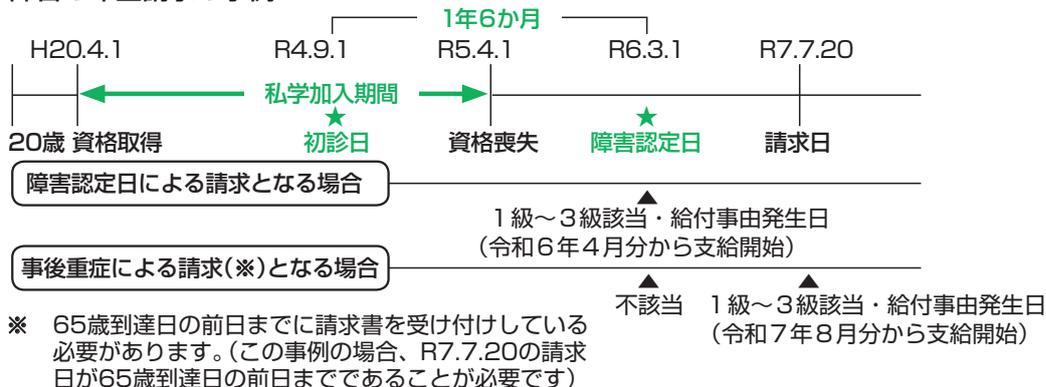
次の条件を満たした場合、障害の年金を受けることができます。

①国民年金の保険料納付要件を満たしていること（初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの保険料について定められた以上の未納期間がないこと）。

②第4号厚生年金被保険者期間（私学加入期間）中に初診日（※1）がある病気やケガにより障害認定日（※2）において障害等級1～3級（※3）に該当していること（障害認定日による請求）。または、障害認定日において障害等級1～3級に該当しなかったが、その後症状が悪化して障害等級1～3級に該当する障害の状態となり、65歳に達する日の前日までに障害の年金を請求していること（事後重症による請求）。（図1参照）

共済業務

図1 障害の年金請求の事例



※1 初診日：その病気やケガについて初めて医師や歯科医師の診療を受けた日です。

※2 障害認定日：原則として初診日から1年6か月を経過した日です。病気やケガによって1年6か月の経過前に症状固定が認められる場合は、その日になります。

※3 障害等級：国民年金・厚生年金保険障害年金認定基準に基づく等級です。身体障害者手帳等の等級とは一致しません。

## ●障害の年金のしくみ

障害の年金は、図2のしくみで支給されます。

障害等級が1級又は2級の場合、国民年金から障害基礎年金の支給も受けることができます。また、一定の要件を満たす配偶者や子がいる場合、加給年金額が加算されます。

なお、障害の年金には、平成27年9月30日以前が初診日の場合に受け取れる「経過的職域加算額（障害共済年金）」などありますが、請求の手続きは障害厚生年金と一体になっています。また、障害の年金を受ける場合、同じ期間にかかる短期給付（健康保険）の傷病手当金は調整されますのでご注意ください。

図2 障害の年金のしくみ

		障害の程度		
		1級	2級	3級
厚生年金保険	障害厚生年金 (2級の報酬比例の年金額×1.25)	障害厚生年金 (報酬比例の年金額)	障害厚生年金 (報酬比例の年金額)	
	配偶者の加給年金額	配偶者の加給年金額		
国民年金	障害基礎年金 (2級の年金額×1.25)	障害基礎年金		
	子の加算額	子の加算額		

医療法等の一部を改正する法律が公布されました

企画室

高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域での良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築することを目的とした「医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）」が令和7年12月12日に公布されました。

私学共済制度に係る主な改正事項は次のとおりです。

医師手当拠出金の創設

●医師手当拠出金の拠出

医師偏在を解消するための経済的インセンティブとして、「重点的に医師を確保すべき区域」の医師の手当の支給に関する事業が設けられ、その財源は私学事業団を含む医療保険者が拠出します。この拠出金は本事業団では短期勘定で負担します。

●医師手当拠出金の算出方法

各医療保険者等にかかる診療報酬の支払額に応じた按分で求められます。医療法等の一部を改正する法律の詳細は次を参照してください。

厚生労働省ホームページ  
医療法等の一部を改正する法律の成立について(報告)



団体信用生命保険に加入しよう(住宅貸付)

福祉部 貯金・貸付課

住宅貸付では貸付金の申し込みと同時に、団体信用生命保険（以下「団信」といいます）に加入できます。

団信は住宅貸付の借受人が償還途中で死亡、又は所定の高度障害状態になったときに、借受人の代わりに生命保険会社が借入金を返済する制度です。加入は任意ですが、万が一の場合に備えて、加入者及び家族の生活基盤となる住まいを守ることができる安心の制度です。

住宅貸付の申込書類とともに「団体信用生命保険申込書兼告知書（だんしん告知書）DL」を記入のうえ、提出してください。

●団信保険料充当金

団信の保険料充当金は、毎月の貸付金の定期償還金と併せての払い込みとなります。

保険料充当金の金額は、貸付け初年度は貸付金額、翌年度以降は前年度末の貸付金残高から当年度の保険料充当金率を掛けて計算します。

令和8年度の保険料充当金率は、借受人の所属する学校法人等に3月16日（月）に通知する予定です。私学共済ホームページ及び月報私学4月号でもお知らせします。

貸付金の償還

福祉部 貯金・貸付課

貸付けを利用している加入者（借受人）が退職等により資格を喪失する場合は、残金全額を償還することとなります。

学校法人等は、償還額を借受人の退職手当等から控除するか、又は借受人から預かって償還期限内に私学事業団へ払い込んでください。

在職中に全額返済を希望する場合は、毎月15日（必着）までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書DL」を提出してください。申し出た月の20日頃までに「貸付金任意償還通知書」等を学校法人等宛てに送付します（償還期限を過ぎると経過利息が発生します）。

また、任意償還の手続きをしない場合でも、資格喪失を本事業団で確認すると即時償還となり、同様に通知書を送付します（償還期限を過ぎると1日当たり0.03%の延滞金が発生します）。

いずれの場合でも、学校法人等が退職手当等からの控除をせず、償還の遅滞があったときは、該当する学校法人等全体が貸付制限対象となる可能性があります。

詳細は、本誌1月号又は私学共済ホームページ（私学共済事業のご案内）▼福祉事業▼加入者貸付▼貸付金の償還方法」を参照してください。

様式用紙等の請求方法

広報相談センター 相談班

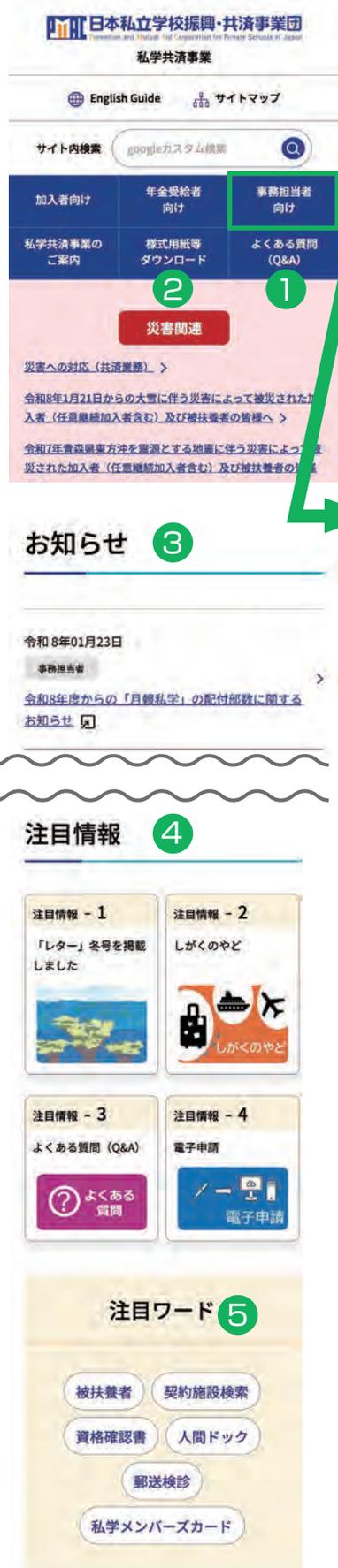
様式用紙等は、一部を除き私学共済ホームページ（様式用紙等ダウンロード）から内容（分類）別又は用紙名（50音順）で検索し、ダウンロードすることが出来ます。ダウンロードできない用紙は、「様式用紙等請求フォームDL」又は任意の用紙に①学校名②学校記号番号③郵便番号・送付先住所④連絡先電話番号⑤担当者名⑥用紙名（様式番号は不要）⑦必要枚数を明記し、FAX又は郵送で請求してください。なお、様式用紙等は変更することがありますので、利用のつど必要枚数を取得してください。

請求先	様式用紙等の請求専用FAX番号	
広報相談センター相談班	03(3813)1081	
共済業務課	札幌ガーデンパレス	011(222)6311
	仙台ガーデンパレス	022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス	052(957)1387
	大阪ガーデンパレス	06(6393)9728
	広島ガーデンパレス	082(262)1134
福岡ガーデンパレス	092(713)3581	

# 私学共済ホームページのご案内

広報相談センター 広報班

共済業務



## 1 よくある質問

ご不明点の解消に、よくある質問（Q&A）をご利用ください。

## 2 様式用紙等ダウンロード

届け出、請求等の各種手続きの際に使用する様式用紙等のダウンロードができます。

## 3 お知らせ

加入者向け、事務担当者向けなど利用者別にラベルを付けていますので、各利用者別に必要な情報を確認できます。

### 事務担当者向けページ

利用者別メニューをクリックして「事務担当者向け」ページへ

## 事務担当者向け

### 共済業務スケジュール

掛金納付期限や広報刊行物等の発送日等、直近4か月分の日程を掲載

### 目的から探す



### 採用時・退職時の手続き

採用、退職に必要な私学共済制度に関する手続きの情報を掲載

### e-Gov電子申請 私学共済ポータル

電子申請等に関する情報を掲載

## 4 注目情報

特にお伝えしたい内容を時機に応じて掲載しています。

## 5 注目ワード

利用頻度の高い情報をピックアップしています。

<https://www.pmac.shigaku.go.jp/>

日本私立学校振興・共済事業団



私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>  
 助成業務 [https://www.shigaku.go.jp/s\\_home.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm)  
 共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)



**共済事業本部**  
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5  
**☎03(3813)5321(代表)**  
 電話照会の際は、学校記号番号、加入者等記号・番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

### 資格取得・資格喪失報告書の事前受付

令和8年3月2日から3月31日退職者及び4月1日採用予定者の届け出の事前受付を実施しています(e-Gov電子申請も事前受付を実施しています)。資格確認書又は資格情報のお知らせ等(以下「資格確認書等」といいます)は決定(処理)後に順次発送します。  
 決定日: 受付から8日~10日後の火・金曜日  
 資格確認書等の発送: 決定日から3日後

- 継続資格取得者については、前任校の資格喪失が確認できるまで処理が保留となります。
- 書類提出から約2週間は、処理状況に関する照会を控えていただくよう、ご理解とご協力をお願いします。

### ● 資格取得報告書や被扶養者認定申請等でよくある不備の例

- 学校記号番号、基礎年金番号、マイナンバー、氏名のフリガナの記入漏れや記入誤り
- 事務連絡先電話番号欄に私学事業団に登録をしていない電話番号を記入している
- 加入者、被扶養者の氏名欄に16文字以上記入をする、氏と名の間のスペースを2か所以上入れている(ミドルネームを持つ人等)

【業務部 資格課】

### 資格喪失を事前受付で報告したときの貸付金の償還

事前受付で資格喪失を確認したとき、定期償還は3月分までとなります。4月1日以降に資格喪失を確認したときは、4月分以降の定期償還も発生します。

【福祉部 貯金・貸付課】

### 令和8年度の任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額

令和8年4月からの任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額は、380,000円となります。

なお、8年度の「任意継続掛金早見表」は3月上旬に送付する予定です。

【業務部 資格課、掛金課】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。特に月曜日や午前中は大変混雑し、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。  
 ホームページやガーデンパレス共済業務課も併せてご利用ください。

### 共済定期保険の配当金の送金

令和7年度配当金は、7年10月1日現在の共済定期保険加入者を対象とし、8年6月下旬に送金の予定です。

現在届け出ている指定金融機関(保険料振替口座)の口座解約や改姓による名義変更又は金融機関の統廃合による支店名や口座番号の変更がある場合は、4月10日(金)までに「共済定期保険事業 振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

期限までに変更申出書の提出がないと、配当金の送金が遅れる場合があります。速やかに届け出てください。

【福祉部 貯金・貸付課】

## 3月の共済業務スケジュール

	資格 事前受付開始
2日(月)	掛金等 1月調定納期限
	掛金等 1月調定口座振替(自振校のみ)
6日(金)	貸付 送金
	貸付 2月分定期償還口座振替(自振校のみ)
10日(火)	貸付 2月分定期償還期限
13日(金)	貯金 払込期限(必着)
23日(月)	貸付 4月2日送金申込・任意償還申出締め切り
	貯金 送金
25日(水)	貸付 送金
	貯金 払戻・解約請求締め切り
30日(月)	積立共済年金 脱退申出等締め切り
	掛金等 2月調定口座振替(自振校のみ)
31日(火)	貸付 3月分定期償還口座振替(自振校のみ)
	掛金等 2月調定納期限
	特健 特定健康診査受診券(セット券)有効期限
	貸付 4月22日送金申込締め切り

## 4月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 3月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 5月7日送金申込・任意償還申出締め切り

## INFORMATION

〔月報私学〕はホームページにも掲載しています [https://www.shigaku.go.jp/g\\_geppo.htm](https://www.shigaku.go.jp/g_geppo.htm)



## 助成業務

## 私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務の貸付金にかかる返済のご案内  
(令和8年3月分)

助成業務の学校法人等向け貸付金にかかる元金・利息の返済については、契約締結後に送付した「償還年次表」を参照のうえ、次の点にご留意ください。

## ●口座振替（口座からの自動引き落とし）の場合

- ①口座振替日は3月13日（金融機関休業日の場合は翌営業日）となりますので、前日までに登録済みの預金口座へ返済金相当額の入金をお願いします。
- ②引き落としができない場合、再度の自動引き落としは行われません。引き落としの結果は通帳等により必ずご確認ください。
- ③引き落としができなかった場合は、私学事業団指定口座にお振り込みをお願いします。振込口座情報は2月下旬に送付した「貸付金返済のご案内」をご覧ください。なお、振込手数料は学校法人のご負担となります。

## ●振り込みの場合

- ①2月下旬に送付した「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」の「振込依頼書」を使用し、期日までに電信扱いで私学事業団指定口座にお振り込みください。
- ②本事業団取引銀行の本支店を利用されますと、振込手数料は無料扱いとなりますので、銀行窓口へその旨お申し出ください。
- ③インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力してください。
- ④設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず学校法人単位で一括してお振り込みください。

- ・期日までに口座振替又は振り込みがされなかった場合、約定返済日（15日）の翌日から元金に対して延滞金が発生しますのでご注意ください。
- ・貸付金の返済は事務負担の軽減にも役立つ口座振替が大変便利です。口座振替の手続きを希望の学校法人は、融資課までお問合せください。
- ・共済業務における積立貯金・加入者向け貸付事業については、取り扱い及び担当部署が異なりますので、ご注意ください。

## 【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7874

Eメール yushi@shigaku.go.jp

## 助成業務貸付金残高証明書の発行

## ●学校法人への残高証明書の発行

助成業務の貸付残高のある全学校法人に対し、令和8年3月31日現在の貸付金残高証明書1部を4月下旬に送付する予定です。発行願を提出する必要はありません。

ただし、以下の①又は②に該当する場合は、学校法人番号・法人名・使用目的・証明年月日・必要部数を明記し、契約証書に使用した理事長印を押印した「残高証明書の発行願」（A4判任意様式）と「返信用封筒（長3定型で切手を貼付したもの）」を提出してください。

- ①年度末現在の残高証明書を2部以上必要とする場合
  - ②年度末現在以外の時点での残高証明書を必要とする場合
- なお、7年度末時点において残高がない場合には、残高証明書を発行しませんので、ご了承ください。

## ●会計監査人への残高証明書の発行

会計監査人宛ての残高証明書は、私学事業団から直接監査人に発行します。必要とされる学校法人は、残高証明書発行願に当たる「確認依頼状」（公認会計士協会所定様式）と送付先の監査人の住所・名称（氏名）を明記した「返信用封筒（表書に『学校法人〇〇学園監査資料』・『学校法人番号』を併記し、切手を貼付したもの）」を提出してください。返信用封筒サイズは長3定型でお願いします。

発行時期は4月下旬から5月上旬となります。

## 【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7874

Eメール yushi@shigaku.go.jp

## 経営分析ツールのご紹介

私学事業団では、令和7年3月に文部科学大臣所轄法人を対象として、「私学経営ダッシュボード」を開設しており、利用登録をされた方が各法人のさまざまな情報を閲覧できるしくみとなっております。今年度末には、この中の経営判断指標について、シミュレーション機能を付加する予定です。自法人の具体的な施設整備計画や借入・返済計画等が入力可能となりますので、将来的なシミュレーションの検討にご活用ください。

なお、「私学経営ダッシュボード」は、学校法人の経営者専用の電子認証を通じてアクセスしていただくため、ご利用の際は事前に利用登録が必要となります。

- ・利用開始予定 令和8年3月中旬（予定）  
（利用開始に関する内容の詳細は、後日電子窓口等を通じてご案内いたします。）

## 【私学経営情報センター 私学情報室・経営支援室】

☎03(3230)7836・7827・7718

【システム管理室】

☎03(3230)7890・7891

## 宿泊施設のご案内

私学事業団では、全国16か所の宿泊施設を運営しております。詳しくはホームページを確認してください。



### 札幌カーテンパレス

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6-3-1 ☎011(261)5311(代表)  
JR「札幌」駅(南口)から徒歩7分。地下鉄「大通」駅から徒歩5分。札幌駅前通地下歩行空間6番・8番出口から徒歩3分 <https://www.hotelgp-sapporo.com/>

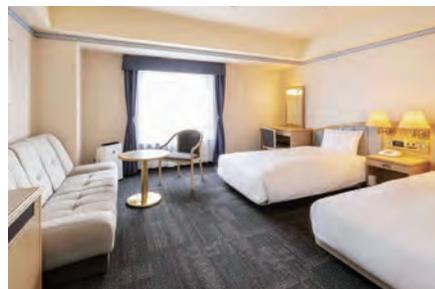
### 高層階デラックスルームプラン

1泊素泊り(2名1室/1名様) 6,650円～  
(3名1室/1名様)ソファベッド1台使用 5,550円～

取扱期間:令和8年3月1日～8年4月30日

特典:アーリーチェックイン14時、入浴剤をプレゼント、10階以上かつ北海道庁旧本庁舎(赤れんが庁舎)向きの客室を確約。

・8年4月の宿泊から北海道及び札幌市宿泊税が別途必要です。



デラックスツインルーム

### 仙台カーテンパレス

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022(299)6211(代表)  
JR「仙台」駅(東口)から徒歩3分。地下鉄東西線「宮城野通」駅(北1出口)から徒歩1分 <https://www.hotelgp-sendai.com/>

### 朝食付プラン

東北の豊かな大地が育んだ旬の恵みが並ぶ、身体に優しい和食中心のメニューをバイキング形式で提供します。杜の都の朝を心ゆくまでご堪能ください。

1泊朝食付き(2名1室/1名様) 8,300円～  
(4名1室/1名様) 7,300円～

取扱期間:通年

・仙台市宿泊税が別途必要な場合があります。



朝食バイキング(イメージ)

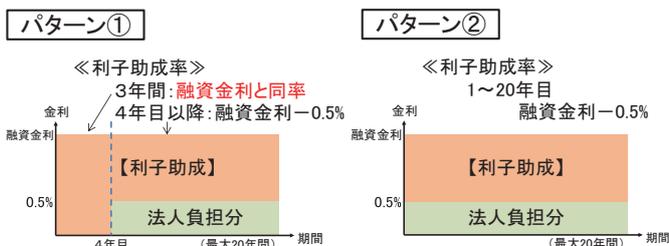
## 融資事業のご案内

詳しくは私学事業団ホームページをご覧ください。  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_yushi\\_menu.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm)

# 校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)、及び指定避難所施設等の整備事業に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。

[イメージ図]



- ・事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
- ・融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
- ・利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

### ■ 主な事業と融資金利(令和8年2月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	3.50年%	2.90年%	2.20年%	2.00年%
寄宿舎などの建築・用地取得	3.60	3.00	2.30	—
園バスや備品などの購入	—	—	2.20	(5.5年以内) 1.90

- ・返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
- ・金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862・7863、7866～7868  
Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)